

2009年2月23日

民放労連ケイ・ビー・シー映像労働組合
執行委員長 田中孝之 殿

株式会社ケイ・ビー・シー映像
代表取締役社長



申 入 書

貴組合に対し、下記の内容の申し入れを行います。

記

1. チェックオフリストの提出について

チェック・オフを実施することができるのは、労使間で、賃金控除に関する協定(チェック・オフ協定)によって合意がなされた場合に限定されています。

また、最高裁は、労働基準法第24条第1項但書の要件(過半数労働組合または労働者の過半数代表による締結)を満たさなければならないとの立場をとりましたが、過半数に満たない組合による締結が可能であるか否かについては、学説に争いがあります。【貴組合は従業員の過半数で組織する労働組合ではありません。】

さらに判例では、上記の要件を具備しているチェック・オフであっても、使用者が有効なチェック・オフを行うためには、個々の組合員からチェック・オフに関する委任を受けなければならないとされています。

そして、チェック・オフ開始後に、組合員からチェック・オフ中止の申し出があった場合には、使用者は、その組合員に対するチェック・オフを中止しなければならないと判断しています。

しかし、組合員が引き続き当該組合に在籍している場合で、組合の規約などに、「組合費はチェック・オフ協定により行う」等の定めがあるときは、個々の組合員からチェック・オフ中止の申し出があったとしても、組合費納入義務が組合員の基本的義務であることなどから、申し出どおりの取り扱いはできないとの見解があります。

いずれにしましても、無用な混乱を防ぐために、貴組合から以前回答(注:昨年2月4日付チェックオフに関する要望書についての回答)をいただいていた「チェックオフリストについては、組合員の人数の変更がある際は、変更毎に会社にチェックオフリストを提出いたします」という文言を「チェックオフリストについては、組合員の人数に変更があるなしに関係なく、毎月会社にチェックオフリストを提出」するよう申し入れを行うものです。

会社の考えは以上のとおりですので、貴組合の回答を求めます。

以上